

平成25年12月

篠栗町議会第4回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月9日(月)～17日(火) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	9	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	12	10	火	考 案 日		
第3日	12	11	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	12	12	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	13	金	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	12	14	土	休 会		閉 庁
第7日	12	15	日	休 会		閉 庁
第8日	12	16	月	予 備 日		
第9日	12	17	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成25年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成25年12月9日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第54号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
55	篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
56	篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	文教厚生 常任委員会 (連合審査)
57	指定管理者の指定について	文教厚生 常任委員会
58	平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
59	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につ いて	予算 特別委員会

平成25年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成25年12月11日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	6 番	草場 謙次	議 員
2.	12番	荒牧 泰範	議 員
3.	8 番	松田 國守	議 員
4.	4 番	横山 久義	議 員
5.	5 番	大楠 英志	議 員

平成25年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成25年12月17日(火)午前10時開議

- 第1, 議案第55号 篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第56号 篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第57号 指定管理者の指定について
- 第4, 議案第58号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について
- 第5, 議案第59号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第6, 意見書案第3号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書
- 第7, 常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

平成25年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月9日(開会)

平成25年 第4回 定例会 会議録

日時 平成25年12月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成 25 年第 4 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 6 番、草場謙次議員、7 番、阿部寛治議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から 12 月 17 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から 12 月 17 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第 54 号から議案第 59 号までの 6 議案でございます。

それでは、議案第 54 号から議案第 59 号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆様、おはようございます。

本日、平成 25 年第 4 回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

提案理由を御説明する前に少しお時間をいただきまして、第 3 回定例会以降の諸情勢について御報告申し上げます。

去る11月20日に毎年恒例の全国町村長大会が渋谷のNHKホールにて開催されました。この大会では、毎年、地方自治の発展に向けた決議を採択し、国に対して要望活動を展開しております。

本年度は決議の冒頭において、「町村の多くは農山漁村地域であり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の『心のふるさと』である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。我々町村長は、相互の連携を一層強固のものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である」とし、「新しい地方分権改革を強力に推進すること」、「地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」、「農林漁業の振興による農山漁村の再生活活性化を図ること」など、7項目の決議をいたしました。その実現に向けて、平成26年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっての重点要望を決定いたしました。

また、平成20年、24年の全国町村長大会において、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘した上で、道州制導入に反対する特別決議を採択いたしました。本年度においても与党が道州制基本法案の国会提出を目指そうとしている状況の中で、「それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多様な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはならないとして、改めて全国町村会として『道州制基本法案』の国会提出と道州制の導入に断固反対していく」との大会特別決議を採択いたしました。

こうした全国の町村長の総意である町村長大会での決議も踏まえながら、篠栗町での今後の行政運営を進めてまいりたいと考えております。

私が尊敬する地方自治論の権威であります大森 彌先生は、雑誌ガバナンス12月号掲載の「閉塞状況を突破する首長の力」という小論の中で、地域における社会的包括のネットワークづくりの中でこそ、公選独任の首長の持ち味を発揮できるところであると述べられております。「地域には無能な人、無用な人は一人もいない。人々が住みなれた地域で最後まで暮らせるためには、できる限り本人の自立・自助

を尊重し、その心身の力を補う近助のネットワークづくりこそ、地域経営者としての首長の責務である。

公選独任の首長の強みは、職員を動かすことによって自治体行政に一貫性とまとまりをつくり出すことができることである。そのためには職員のワーク・ライフ・バランスを考慮しつつ、貴重な行政財産を最大限有効に活用できる人事管理とチーム編成の実現が求められている」との指摘でありました。肝に銘じて取り組んでまいり所存でございます。

また、以前から、九州大学工学部で都市計画が御専門の坂井 猛教授と交流を持っておりましたが、先生の大学院の集中講義で、篠栗町の今後の都市計画について研究し、1月8日に報告を受けることになっております。

九州産業大学では学生による自治体との連携を目指した「KSU（キク、シル、ウゴク）プロジェクト型教育」での協力申し出があつておりました。町からも各課から持ち寄った提案事項を整理した上で対応してまいり予定でございます。このように地域の大学との交流を図りながら、学生の新鮮な目線でのまちづくりへの思いにも耳を傾けてまいりたいと考えております。

さて、3期目の最初の1年が経過いたしました。私は、都会の雰囲気、田舎の趣を持った「ささぐりの新しい個性の創造」を目指して10項目の課題を掲げました。これらの諸項目については、年度ごとに事業計画を立てて進めておりますので、平成25年度の終了時期であります平成26年第1回定例会におきまして、進捗状況等を報告してまいりたいと考えております。

昨年の第4回定例会の挨拶の結びに私は、「これまで取り組んできた『協働のまちづくり』から一歩前進して、自治の意識を心に強く持った『新しい公共』の概念に基づいた職員と住民の皆さんの行動の積み重ねこそ、身の丈に合った持続可能な暮らしを実現できるまちづくりへとつながるのではないかと考えます」と申し上げました。しかし、まことに申しわけないことではありますが、自分自身、この「新しい公共」という言葉に込められているはずの意味を、いま一つ自分のものにしていくことができない、そのままに使っているような気がしておりました。

最近、有識者のコメントの中に、協働のまちづくりから一歩進んで共創のまちづくり、ともにつくるまちづくりへと進めていこうとの表現がありました。新しい公共とは、まさにこのことではないかと考えております。篠栗町の新しい個性の創造と住民の皆様とともに形にしていく作業こそ、私ども行政が取り組んでいかなければならないことであると確信するに至りました。今後は「共創のまちづくり」を皆

さんとともに進めてまいりたいと考えております。

以上、最近の諸情勢を報告いたしました。議会におかれましても、今後とも御協力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案についての説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第54号から議案第59号までの6議案であります。

議案第54号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員の井上武之氏が本年12月15日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第55号は、「篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、法律名が改められたことにより、その引用規定を改正するもの及び町営住宅の入居者資格に、「生活の本拠をともにする関係にある相手からの暴力を受けた被害者」を追加することにより、対象を拡大するものであります。

議案第56号は、「篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町流域関連公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用すること及び篠栗町城戸簡易水道事業を篠栗町水道事業に統合することに伴い所要の規定を整備するため、関連する条例の一部を改正または廃止するものであります。

改正及び廃止する条例は全部で12条例であります。そのうち改正する条例は、篠栗町水道事業の設置等に関する条例、篠栗町課設置条例、篠栗町長期継続契約を締結することのできる契約を定める条例、篠栗町特別会計設置条例、篠栗町下水道条例、篠栗町下水道法施行条例、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、篠栗町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道法施行条例の10条例でありまして、廃止する条例は、篠栗町流域関連公共下水道事業基金条例、篠栗町城戸簡易水道事業の設置に関する条例の2条例であります。

議案第57号は、「指定管理者の指定について」であります。

本議案は、篠栗町葬祭場に係る指定管理について、社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会を指定管理者とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第58号は、「平成25年篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、平成25年度篠栗町一般会計予算を歳入歳出それぞれ8,783万9,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億6,937万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、障害者自立支援サービス等の増加に伴う国庫支出金2,661万円を増額するほか、主なものといたしまして、障害者自立支援サービスの増加や地域子育て活動支援事業等の県負担に伴う県支出金2,024万9,000円、萩尾地区町有林の立木売り払いに伴う財産収入、1,195万4,000円を増額補正しております。

その他に、歳出との整合性を図るため、普通交付税2,882万6,000円を追加計上しております。

主な歳出につきましては、まず、民生費におきまして、法改正に伴うシステム変更委託料153万3,000円、障害者自立支援サービス給付に充てる扶助費4,384万6,000円、ケアプラン作成委託料59万2,000円、後期高齢者医療療養給付費の実績に伴う負担金1,087万5,000円、認定保育園の保育料の算定などのシステム変更に伴う委託料580万2,000円、保育士等处遇改善臨時特例交付金事業補助金94万4,000円を追加計上するものであります。

農林水産業費におきましては、萩尾地区造林事業に伴う役務費435万1,000円を追加計上するものであります。

教育費におきましては、肢体不自由児受け入れのための篠栗小学校施設整備及び勢門小学校プール改修工事に1,884万8,000円を追加計上するものであります。

諸支出金におきましては、人事異動に伴い、国民健康保険特別会計繰出金31万1,000円を減額補正するものであります。

その他に、人事異動等に伴う人件費135万3,000円を追加計上するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、議会中継や音声認識システム導入等に係る

リース料として3,328万8,000円の債務負担行為を行うものであります。

また、継続費の補正につきましては、新たに萩尾地区鉾立町有林の造林事業の実施に係る費用を上乗せし、1億5,914万9,000円に変更するものであります。

地方債の補正につきましては、地域活性化事業債の借入限度額を410万円に変更するものであります。

議案第59号は、「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、人事異動による人件費の補正であり、歳入歳出それぞれ31万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億2,594万3,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第54号から議案第59号までの6議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第54号は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第55号から議案第57号までの3議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

なお、議案第56号につきましては、付託の文教厚生常任委員会を主たる委員会とする両常任委員会による連合審査会を開き、審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

また、議案第58号及び議案第59号の予算関連2議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は11番、後藤百合子議員、副委員長は8番、松田國守議員です。

最後に、規則1件につきましては、所管の文教厚生常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

日程第5、議案第54号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を学校教育課長に求めます。

佐伯学校教育課長。

○学校教育課長(佐伯和久君)

議案第54号

篠栗町教育委員会委員の任命について

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字篠栗991番地

氏 名 : 井上武之

生年月日 : 昭和19年11月28日

平成25年12月9日提出

篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員、井上武之氏が、平成25年12月15日をもって任期満了となるため。

なお、履歴につきましては裏面に貼付のとおりでございます。

以上でございます。

○議長(今泉正敏君) ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時18分

平成25年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日(一般質問)

平成25年 第4回 定例会 会議録

日時 平成25年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

#REF! 清原 眞也 #REF! 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） おはようございます。町の活性化につきましては、町長としていろいろなアイデア、構想を持ってあると思っておりますし、篠栗町商工会、観光協会ほか、たくさんの方たちが町の活性化のために働いておられると思っております。この質問につきましては、日ごろよりY食品の方といろいろな機会に町のこれからの将来について真剣に話をしており、共通の認識を持っております。また、町長も信頼されている方だと思っております。その話をもとに質問をいたします。

私が今、篠栗町の特産品として一番に思いつくのはタケノコではないかと思っております。以前はタケノコ工場が町にありましたが、現在は存在していません。今、産業観光課などの努力もあり、コンニャクイモ、タケノコを農家の方につくっていただき、Y食品がそのときの相場で買い取ってあると聞いております。これから町の活性化を進めていくには、このことに取り組んでおられる方が少なく、現在の方法では限りがあるのではないかと感じております。これからはもっと役場、農家の方、食品会社が手を取り合い、例えば、篠栗町活性化委員会などを立ち上げ、毎年、年次的に生産をふやしていくことで、町の将来の大きな財産になるのではないかと感じております。

町長は常々、町の営業部長として働いていくと言っておられますので、これから先、どのようなお考えか質問をいたします。

2番目の質問です。休耕田の有効利用について質問をいたします。

現在、農家の方々の高齢化が進み、今後、ますます休耕田がふえていかないかと心配をしております。幸い篠栗町では、若い有望なKさんが他町で農作物のつくり方を勉強され、頑張っておられることを町の広報を見て知りました。その方が私の家の近くの田んぼを借りて農作業をされておりましたので、いろいろな話を聞くことができました。しかし、現状では、農家として生計を立てていくのは難しい状況のようです。これからの活躍を見守りたいと思っております。

現在、休耕田はどれくらいありますか。また、その休耕田の有効な利用方法がないのかを質問いたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対しての答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、質問順位1番の草場議員の二つの御質問について、順次、答弁をいたします。

まず、「町の活性化」についてお答えいたします。

町の活性化は、さまざまな観点から検討することができると考えますが、御質問の趣旨を踏まえて、篠栗町で生産された農産物を町内の事業者が活用することにより、町の活性化を図るということを念頭に置いてお答えいたします。

農産物による町の活性化を考える上で重要なことは、農家が農産物を適正な価格で販売できること、事業者が農産物を仕入れ、適正な価格で消費者に販売できること、あるいは加工・調理し、適正な価格で販売できることが必要不可欠であろうかと思っております。そのためには、生産・加工・消費という一連の流れの中で、観光事業との関連も連携も含めて、地域内で構築をしていくこと、それが課題であると考えております。この課題について今、議員がお話しされましたコンニャクイモについての取り組みをもとに、基本的な考え方を少し申し述べます。

現在、試験栽培に取り組んでいるコンニャクイモにつきましては、栽培2年目を迎えまして、栽培上の課題も見えてまいりました。また、出荷につきましては、町内事業者による買い取りも順調に進んでいるところであります。その他農家の中には、コンニャク玉に加工し販売する方、自身が営む食堂にて調理し、客に提供する方もあらわれております。しかし、いずれの取り組みもコンニャクイモ栽培が試験的な事業であるため、生産量が少ないことなどもありまして、現時点では小規模な

展開となっております。

今後の展開についてであります。生産農家に対してはコンニャクイモを地域振興産物として支援することなどにより生産拡大を検討するとともに、販売面におきましては、篠栗町観光協会及び篠栗町商工会との連携を強化いたしまして、タケノコを初め、篠栗町で生産可能な農産物等との組み合わせ、加工・調理・提供方法などに工夫を加えて付加価値を生み出しまして、地域経済活性化のアイテムとなる地域ブランドとして確立することを考えてまいりたいと思っております。その際には、議員のおっしゃる活性化委員会等の立ち上げについてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

質問の2番目の休耕田の有効利用についてでございます。

最初に、休耕田の面積であります。保全管理、部分休耕、調整水田を合わせて、平成25年度で約33ヘクタールあります。

次に、有効利用方法であります。国によるTPP協定への参加、水稲の生産調整の廃止等、政権交代による農業政策の方針転換は、農地面積が比較的小さい篠栗町の農業にとっては不安材料が多く、現時点におきましては非常に困難な時代になるのではないかということを感じさせるものであります。

このような状況のもとではあります。国としても農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための支援、農家の経営所得安定対策、食糧自給力の向上に向けた水田のフル活用など新たな支援制度の創設、従来から行われておりました支援制度の強化など、これからの農業の振興を図る施策も徐々に具体化しているところであります。町としましては、これらの施策を検討し、活用可能な支援策は速やかに導入を図ってまいります。

具体的には、水田のフル活用に資する支援策として、従来から取り組んでまいりました飼料用米の作付に対する支援を強化推進してまいりますとともに、レンゲなどの景観形成作物作付支援の強化、また休耕地に対しては、引き続き地域振興作物の試験作付事業の維持とともに、新たな作物の研究と作付支援、また農産物の販売につきましても、先の御質問に対するお答えで申し上げましたような商工・観光関係両団体との連携により、小規模であっても農家の収入が見込める方法を研究してまいります。これらの施策を軸に、各農家が農業に取り組める環境整備を図ることで休耕地の拡大防止に努めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 草場議員、再質問ございますか。

じゃあまず、第1問目にありますか。

どうぞ。

○6番（草場謙次君） 今、町長から答えていただきましたように、非常に積極的に取り組んでいただいていることには感謝をいたします。まず、活性化を進めていくには、やはり役場、観光協会、商工会だけではなかなか難しい面があると思います。それで篠栗町には、幸いこのような積極的に活性化を進めている企業もありますし、いろいろと一緒に今、言われたことを進めていただければ幸いです。これはもう要望でいいです。わかりました。

○議長（今泉正敏君） もうないですか、2問目。

○6番（草場謙次君） 2問目でいいですか。

○議長（今泉正敏君） どうぞ2問目の再質問で。

○6番（草場謙次君） 2問目の質問に対しては、前にも質問したことがあるんですけども、休耕田の有効な使い方に対しまして、今、団塊の世代の方たちの働き手が余っている状態だと思うんですけど、例えば、その方たちが借りて農作物をつくりたいというふうなことの要望がありましたら、そういうことが可能かどうかお伺いしたいんですけど。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 休耕田を使って農業をしたいと思われている方がいらっしゃるんじゃないだろうか。その方々に積極的に農作物をつくる取り組みを推進していったらどうかという御質問ではなかろうかと思います。

いろいろなお考えもあろうかと思いますが、1人1人が個別にお願いするケースも、実際、今のところ、ここの休耕田を借りて個人で畑をつくって、自家用の農作物をつくっていらっしゃるというような方もありますけれども、組織が大きくなっていくと、やっぱりそれを市場に出していくというような形にまでなっていくと、いろいろな関係団体との調整、あるいは指導も受けなくてはならないと思いますし、また規模が大きくなっていったら、いろいろな団塊世代の方々が多くあると、その人たちの集団としての組織の運営というのも出てこようかと思っております。その辺はまずは自主的に皆さん方が、例えば10人の仲間がいるんだけれども、休耕田を町でちょっと調整してくれんだろうかというような段階にまで至りますと、私もいろいろな農業委員会、農事組合等に諮りながら、あるいは個別の農業者に当たりながら、適当な農地をあっせんするというようなことで進めていくことも可能であらうかと思いますが、今後そういうふうな流れになっていくようであれば、私ど

ももまた一步進めていくことになろうかと思えます。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ですか。はい、どうぞ。

○6番（草場謙次君） 今、町長が答えていただいたことに本当にありがたく思いますけど、やはり個人と個人で農地を借りるといのはなかなか難しい問題があると思いますので、今、町長が言われたように、借りる場合には、借りる側、貸す側、いろんな条件があると思うんですけど、そういうふうに団塊の世代の方たちが農作物をつくりたいということになれば、今、町長が言われたように、また、そのときに検討して進めていただきたいと思います。

これは要望で終わります。

○議長（今泉正敏君） 勘違いでしないでくださいね。課長に回そうかと思ったわけですが、農地の貸し借りというのは農地法というものがありますので、その件も多分問題にはなると思いますので、そのことだけをお含みください。

それでは、次に参ります。

質問順位2番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 議席番号12番、荒牧でございます。町長に2点ほどお尋ねいたします。

まず初めに、基金の新設を行うべきではということで、平成11年度から3カ年の臨時経済対策事業で、平成13年度補正予算の13事業54億7,000万円を初め、総額約80億円を超える予算が計上されました。起債目的の範囲も広く、償還時の交付税措置率も45%と、地方自治体にとって大変有利な事業でしたし、建設された各施設は、現在まで非常に高い稼働率で町民の皆様に使用されております。

しかしながら、予算規模80億円の我が町において、補助率が高いとはいえ、大変な借金であったことは間違いなく、当時は向こう15年から20年は大きな事業は望めないと言われておりました。現在、臨経分起債残高は、町長を初め執行部の努力により、今年度末見込みで交付税措置分を含め約10億円にまで減少しました。ただ、それらの施設がほぼ同時に建設されたために、補修・改善される時期が重なることが予想されます。元金が大きかったので維持・補修工事も多額になり、一度に捻出することは困難と思われまますので、ある程度の額を臨経補修基金として積み立てておくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

2問目に出生率を上げる施策を望む。

先日、NHKで糟屋郡の産婦人科医が中心となり、これまでの記録のみの母子手帳から母親の出産日記とも言える自由記入欄を設けた手帳を全国に広めていこうと

いう運動がなされていると放送されておりました。この欄に生まれくる子への思いをつづることで、なお一層、親となる喜びが増し、将来、その子に読ませることで注がれた愛情の深さを知ることができるというもので、大変すばらしい試みと思います。

しかしながら、その手帳も発行されなければ効果をあらわしませんし、より多く存在することが我が町の活力ある未来への必要条件と思われれます。そこで、産みやすい町・育てやすい町・篠栗を目指して、妊娠期のうつ状態回避も兼ね、情報交換のマタニティカフェ設置や、ちょっとした時間がつくれる駅前キッズハウス、または「待機児童0宣言の町」をうたう環境整備など、若い夫婦を呼び込み、出生率を上げる施策を講じていただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上2問、町長にお尋ねします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の御質問、まず基金の新設を行うべきではについてお答え申し上げます。

平成11年度から3カ年で採択を受けました臨時経済対策債を活用した公共施設につきましては、現在のところ著しい老朽化は見られておりませんが、議員のお考えのとおり、将来、同時期に多大な補修費用の生じることは予想されているところでございます。その対策として事前に基金を積み立てることは大変重要であると私も認識しておりますが、おっしゃられますように、仮称として臨経補修基金を新設して積み立てるという方法もございます。

しかしながら、今後、補修を実施していかなければならない橋梁やその他の施設も多数ございますから、臨時経済対策債で実施した事業のみに限ることはかえって基金の利用範囲を狭めることにもなりかねないということも考えられます。そのため、現在あります財政調整基金や公共施設等整備基金を毎年積み増しすることで対応することが望ましいと現時点では考えております。

さらに、その他の基金につきましても、廃止、統合することも視野に入れまして、また、できるだけ基金を取り崩すことのないよう健全財政に取り組んでいきますこともあわせて申し上げます。

次に、2番目の出生率を引き上げる施策を望むということでございます。

私も、先ほどのお話にありました母子手帳のアイデアにつきましては、地元の産

婦人科の先生から直接いろいろお話を聞いた記憶がありまして、大変すばらしいアイデアだなというふうに思っているところでございます。

まず、御質問の点につきまして、本町における子育て支援の状況から御説明を申し上げます。

平成24年8月、国会において、子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する三つの法律「子ども・子育て支援法」「認定こども園の一部改正法」「同改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立いたしました。これに基づいて平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国的にスタートすることになっております。この新制度は、施設等に対して行われる「子ども・子育て支援給付」と地域に合った身近な事業を提供する「地域子ども・子育て支援事業」の二つの柱から成り立っております。

本町におきましては、本年の11月に「篠栗町子ども・子育て支援会議」を設置いたしました。この合議制の機関は、前述の子ども・子育て支援法第77条に規定されております子ども・子育て支援に関する計画の策定や、その推進に関し調査・審議するという重要な役割を持っている機関でございます。

また、12月には、現在、子育てをしている住民の方を対象として、子育てに関する住民アンケートを実施しております最中でございます。そして、そのアンケート結果による住民のニーズを分析いたしまして、平成27年度から31年度まで、子育て支援に関する計画となる「篠栗町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、策定に当たりましては、先ほど申し上げました「篠栗町子ども・子育て支援会議」の意見を十分に取り入れ、篠栗町の現状に適した計画となるよう努力していく所存でございます。

議員の御指摘の、若い世代を呼び込み出生率を上げる施策については、これからの篠栗町の未来を考える上で大変重要な案件であると認識しております。まず、母子手帳の件でございますが、本町が母子手帳交付時に実施していることといたしましては、妊婦さんが妊娠中に感じたこと並びに子供の成長過程を手帳の自由記載欄に記入していただくことをお勧めしております。そうすれば懐かしく、よい思い出になるだけでなく、子供さんが成人し、結婚するとき手帳を手渡されることで親子のきずなづくりに貢献できることなど、保健師が個別に説明するようにしているところでございます。

次に、現在、母親の妊娠期並びに出産、産後での心配事や不安などの精神面での

問題につきましては、健康課で保健師の相談業務を中心に対応しております。

また、子育て面では、産後の鬱予防事業といたしまして、産婦さんを対象としてオアシスで実施しております「すくすくクラブ」、幼児を持つ親を対象に各児童館で行っている「のびのびのへや」「ティータイム」などの子育て事業の利用促進並びにオアシスの大広間でキッズコーナーの利用推奨をもって推し進めているところでございます。

今後も今以上に若い夫婦が安心して出産し、子育てができるようにするためには、さまざまな方策を用いて環境整備に取り組む必要があります。その多くの課題の中でも、待機児童の解消や子育てに悩む親同士の相互交流の推進などについては重要な課題としてとらえ、計画の中に反映するよう施策を講じていくことで、子育て環境の充実を図ってまいります予定でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧議員、まず第1問目をどうぞ。

○12番（荒牧泰範君） 今、町長答弁の中でありました公共施設等整備基金や財調基金に増していくというお話でしたが、公共施設等整備基金というのは、今まで脈々としてきたインフラ整備を行うための目的基金でありまして、それはいわばベース部分でありますので、それはそれとして置いておきつつ、あくまでも臨経という名前をつけるのは正確でないかもしれませんが、一つの臨経という大きな波があったとしたら、当然、余波が来ますんで、その分に対応するという意味では、やはりこれは財調や公共施設とは別基金を私は置いておくべきじゃなかろうかなと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） そういうお考えもあろうかと思えます。もう少し私どもも現状の公共施設等整備基金で十分対応していくつもりではありますけれども、一方で今、お話のように、整備拡充のための資金を補修のために使っていいのかというようなところの疑問点も御指摘をされているところではなかろうかと思えますので、広く基金の使い道という面では、できるだけいろんなものに使えるような基金にずっと積み増していくというのが、私どもが使いやすさを考える上で大事と思えますけれども、今の御意見については十分参考にして、今後考えてまいりたいと思えます。

○議長（今泉正敏君） 再々質ですか、どうぞ。

○12番（荒牧泰範君） 町長答弁の中にありましたその他の基金といいますか、基

金っていうのは最初に第一に目的基金ですから、それに沿って使うべきと思うんですが、ただ、時とともに移り変わっていたら、このあたりでその他の基金というのも全てというのも一度見直されて、その分でもし回せる分があったら、新たな補修基金というのを設立していただけたら、そのような考えもしていただきたいと思います。洗い直していただける気持ちはおありかどうかお尋ねしたい。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほどの答弁の一番最後に、その他の基金につきましても、廃止、統合することを視野に入れて対応していくというふうに申し上げておりますので、これは年度が変わるごとに私どもが予算つくっていく段階で、基金についてはどうだろうかということも十分討議しながら、廃止したり、あるいは基金を組みかえたりしておるわけですが、その辺のところをもう少し今のお話も含めてしっかり十分時間をとって、皆様方に御説明をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、2問目にどうぞ。

○12番（荒牧泰範君） 2問目は、今の町長答弁で十分努力なされているのはよくわかるんですが、私がお願いしたかったのは、一般の方でも、意外と例えばオアシスだとかクリエイトだとかという公共施設に入っていくというのがなかなか行きづらい部分があるんで、そういう意味でなくして、例えば、簡単に入れるような駅前前の商工会の一部を借りるとかいう民間がやっているような気軽なよりどころというんでしょうか、そういうところを設けていただきたいなというニュアンスで、ちょっと僕、最初の質問の書き方が悪かったのかもしれませんが、そのあたりを少し考えていただきたいという意味で質問しているんです。そのあたりはどうお考えでしょうかね。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 今もオアシス、あるいは児童館をかなり御利用いただいているのは数値を上げるまでもなく、よく御理解いただいているんだと思っておりますが、今の御質問の中は、例えば、商店街の中で前に旅館をやられたところのお店が少しあいているところがあるとか、そういうところをちょっと借りて、子連れの人たちが一休みできるようなコーナーをつくったりしたらどうかというような、具体的に言えばそういうふうなことかもわかりません。その辺の可能性については、今後、お買い物の途中に一休みしていく場所を用意するとか、その辺のことも含めて、今の御意見を参考にしながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 3 番、松田國守議員。

○ 8 番（松田國守君） 議席番号 8 番、松田でございます。木の駅プロジェクトで山と商店街の活性化について、お尋ねいたします。

長期にわたる経済の低迷は、経営基盤の脆弱な森林・林業・林産業に深刻な影響をもたらし、今や我が国の林業、林産業は危機的な状況に陥っていると言っても過言ではなく、森林・林業を担っている山村は崩壊の危機にあります。

去る 10 月 17 日、アクロス福岡にて、森林・林業・林産業及び雇用を担う山村地域の活性化に向けた取り組みを一層強化するため、森林・林業・林産業活性化九州大会が開催され、4 項目の決議がなされました。そのうちの一つに「公共建築物等での国産材利用、木質バイオマス利用、木材利用ポイント制度等の推進による森林・林業の再生」が挙げられております。

ちなみに、「山も商店街も活性化」という見出しの新聞報道を見ました。岐阜県恵那市で始まった荒廃が進む山林の間伐材を地元の商店で使える地域通貨のモリ券で取引する「木の駅プロジェクト」のことです。その取り組みは、全国の山間地域に広がっているようです。報道によりますと、森林に放置されてきた間伐材を 1 トン 6,000 円という高値で取引し、林業者の意欲喚起と地域内店舗の利用、コミュニティの再生につながるものであります。

森林の荒廃と同時に、地域では大型スーパーに買い物に行く住民がふえ、地域の店舗がどんどん減っていくという課題を抱えていました。同プロジェクトは地域通貨を橋渡しに、二つの問題を一緒に解決できる手法であります。

森林整備と商店振興の一石二鳥の取り組みで、同市の林業者らは、「山がきれいに、町が元気に、自身には晩酌の褒美になる」と PR しております。通常、間伐材は 1 トン 3,000 円程度で取引されるのが相場でございますが、この市場価格に市の補助 3,000 円を加えた 6,000 円のモリ券で買い取る。モリ券はガソリンスタンドや美容店、あるいは食事店でも使える。我が町のエブリささぐり同様の地域通貨であります。

東大名誉教授で農学博士の安藤直人氏は、「木のスパンはほぼ 60 年、戦争直後、木を切ってしまうと木がなかった。そのときに植えた苗木が今、伐期が来て、やっと資源が戻ってきた。つまり今、植えた木が孫の時代に育つ。『切って使ってまた植える』、この循環こそ森林の荒廃を防ぎ、地域の活性化を生み出す」と対談の中で熱く語っています。

我が町も総面積の 7 割が山であることから、先般、町長からそうしたなりわいへ

の取り組みの一端を聞きました。「幾ら伐採してももうからない現状から、伐採した木は全部利用する健全な森林管理」の改善策であります。

去る10月10日、産業観光課の案内により全議員で町有林を視察いたしました。広範囲な主伐の現状を見たとき、まさに「山が動き出した」と町の取り組みに意気込みを感じております。

そこで、町長が示された健全な森林管理の改善策に恵那市の「木の駅プロジェクト」の手法を取り入れて、山も商店街も同時に活性化を図ってはと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、松田議員の木の駅プロジェクトについての御質問にお答えいたします。

木の駅プロジェクトで山と商店街の活性化をという御質問でございました。木の駅プロジェクトは、高知県でNPO法人土佐の森救援隊がNEDOとリンクして成功をおさめている林地残材収集システムの一部を大規模プラントがなくても、全国どこでも導入できるような形にして移築する社会実験でございまして、森林整備と地域経済の活性化を目的とした事業でございます。

言いかえますと、山でほうりっ放しにしている木、林地残材と言いますが、それを木の駅に出荷して山をきれいにして、町が元気になって地球温暖化ストップに少しでも役立って、そして自分には御褒美の晩酌でその労をねぎらうという、そういう循環のものでございます。

ところで、我が町における森林・林業・林産業の状況は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあるものの、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革のおくれなどによりまして、本町の2,580ヘクタールの森林の適正な管理に支障を来すことも危惧されました。依然として厳しい状況に置かれております。

国においては、「森林・林業再生プラン」で森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用、エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献と三つの基本理念を掲げまして、10年後の木材自給率50%を目指して、森林・林業基本計画や必要な法制度の見直しを行っているところでございます。

このような状況の中で、本町におきましては、荒廃した森林を再生し、公益的機能が十分に発揮できるよう緑豊かな森林として次世代へ引き継ぐための福岡県荒廃森林再生事業に着手して、平成24年度までに約176ヘクタールの私有林の保育間伐を実施し、今年度以降も継続して整備してまいります。

加えて、国が進める「森林・林業再生プラン」に基づく森林経営計画を策定いたしまして、本年度より県下でもいち早く集約化施業に取り組んでおります。平成29年度までに町有林4ヘクタールの再造林と30ヘクタールの利用間伐、それから私有林31ヘクタールの利用間伐を実施することといたしております。この取り組みにつきましても、事業の拡大を今後図ってまいります。

また、その施業を担うべき森林組合も、平成25年度に篠栗町森林組合ほか10組合が広域合併いたしまして、篠栗町ほか8市7町をその範囲とする福岡県広域森林組合が誕生しておりまして、その組織強化も果たされております。

そこで、議員御提言の「木の駅プロジェクト」の取り組みは、森林所有者や森林ボランティアの方々が「間伐材を搬出して収益を得る」という行為を容易にし、森林資源の活用に直接的にかかわることができるようにした画期的な取り組みであることは間違いありません。我が町にとっても森林は大切な地域財産でございまして、誰もが今の放置された人工林の現状をよしと思われていないはずであります。きっかけさえあれば自分たちで何とかしたいと思っている方々はたくさんいらっしゃると思っております。森林作業も基本を身につければ結構楽しいし、地域の山の財で得た収入で晩酌ができるなら、こんないいことはない。こんなことを地域で話し合う場をつくることから、「木の駅」の取り組みは始まります。この地域の人たちの気持ちを形に変えることが、地域で森林を守り、地域の自治と誇りを再生していくことにつながるものと考えております。

最後になりますが、我が町の森林資源を最大限有効に活用しながら、森林・林業の再生を進め、持続的な森林経営の確立と町内産財の安定供給体制の構築のための有効な手段として、能動的に今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 松田議員、再質問ございますか。

○8番（松田國守君） 質問じゃないんですが、今、答弁いただきましたことにつきまして、私が考えていた以上に、非常にすばらしい企画されたものであるというふうに思いますので、どうぞ存分にその力を発揮していただきたいということでございます。そして、そうしたかわりある人たちには、どうぞしっかりと動機づけ

を行っていただきたいというふうをお願いして終わります。

○議長（今泉正敏君） どうぞ、町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの答弁に加えてでございますが、今、地域の振興券を配ってというようなお話の御説明がありました。実際、高知県の梶原、あるいは鳥取県の智頭あたりでもそういう事業をやっておりますが、私ども、何度もその事例を研究しておるところでございますが、要は、その間伐材を集積したものをどう使うかということが一番のポイントでございます。それについても私どもは今、町のオアシス篠栗においてチップ化事業をしております。バイオマスチップによる燃料装置を導入いたしました。そういう事業を少しすそ野を広げていくことによって、間伐材をチップ化して、それを消費していくというシステムができ上がったところで、今、お話のような取り組みにも具体的に入っていくと。そういう循環を目指しているところでございますので、若干、答弁が後回しになりましたけれども、申し添えておきます。

済みません。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 4 番、横山久義議員。

○4 番（横山久義君） 議席番号 4 番、横山でございます。今回は一つのテーマに絞り質問をいたします。

町には一般職員のほかに約 40 名の嘱託職員とその倍以上の臨時職員が勤務されておりますが、彼らにも町政の一翼を担っていただいておりますことは周知のとおりであります。そして、嘱託・臨時職員は、全て町の直接雇用であったわけですが、その直接雇用に法的問題があるとの理由で、ことし 10 月から臨時職員を、そして 26 年度に嘱託職員の身柄を派遣会社に移し、以後は派遣職員として採用する旨の説明をことしの 3 月議会でお聞きいたしました。

恐らく国ないしは県の指導を受け、近隣自治体と歩調を合わせての雇用方法の変更だと思っておりましたが、糟屋地区のどの自治体にもそのような動きがないことや、福岡県や福岡市などの主な県内の自治体のホームページに 26 年度の臨時職員の募集が掲載されていることから、もしかしたら我が町以外に変化がないのではと思ったりもいたしました。そうだとしますと、派遣への切りかえを急ぐ町の方針に素朴な疑問を感じるわけであります。そのことをまず申し上げまして、具体的質問に入りたいと思います。

一つ目は、雇用方法の変更理由とそれに伴う町の負担増についてであります。

雇用条件を変えずに派遣方式に変更するためには、当然、町の負担は増加することになりますが、そのリスクを負ってまで派遣に切りかえなければならなかった理由を説明願います。また、10月から切りかえた臨時職員について、来年3月までの半年間で直接雇用した場合の費用を教えてくださいと思います。そして、さらに派遣に変更したことにより増加する町の負担額をお示し願います。

二つ目は、雇用方法を派遣に変更した自治体について尋ねます。

今までの直接雇用では法的に不都合があるとするならば、それはほかの自治体等でも同じことが言えるかと考えます。ですから、我が町のように完全に派遣方式に変更した自治体は、当然、数多く存在していてもおかしくはありません。県下で派遣に切りかえた自治体がどれほど存在するのかどうか、また、国の機関ではどうなのか、さらに全国の自治体の動向についてもお尋ねいたします。

三つ目は、派遣会社を1社に絞った理由について尋ねます。

我が町の臨時職員は、既にある派遣会社からの派遣職員となっておりますが、常識的に考えて、派遣を依頼する会社は競争原理の観点からも複数あってしかるべきだと考えます。また、今のやり方だと、臨時職員及び嘱託職員に会社を選択する自由もないこととなります。なぜ1社に独占させようとしているのか、説明を求めます。

四つ目は、派遣委託会社の決定方法等についてであります。

どうしても1社に絞る必要があったとしても、雇用条件が同じならば、あとは会社の経費の多い少ないで競争入札で決定するのが公平な方法だと考えます。いつ、どのような方法でこの会社、以後、この会社の頭文字をとってK社と呼ぶことにしますが、このK社に決定されたのか、説明願います。

五つ目は、K社に対する消防会館の貸し付けについてであります。

消防会館の2階を改修しK社に提供してありますが、1民間企業に町の施設を改修してまで使用させるには、それなりのしっかりした理由がなければなりません。納得のいく説明をお願いします。

六つ目は、雇用条件についてであります。

派遣に切りかえるに当たり、今までと同じ雇用条件であると議会で説明されていますが、恐らく職員や派遣会社にも同じ説明がなされていると思います。そこで、一体何が同じ条件なのかを、具体的に臨時職員と嘱託職員に分けて説明願います。

七つ目は、関係職員に対する相談体制について尋ねます。

雇用方法が大きく変わることが臨時・嘱託職員に大きな不安を与えることは必至

であります。ですから、彼らの不安を取り除くためには万全の対応が必要なことは言うまでもありません。その相談体制はどのように整えられるのかを最後にお尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員の御質問に答弁をいたしますが、答弁をする前に少し私の考えを申し上げます。

私は毎回の定例会の一般質問での質問議員とのやりとりを非常に楽しみに、また、勉強になる場として受けとめているところでございます。議員の皆様はよく御承知の議員必携におきましても、議員は質問を行う目的と効果は、ただ単に執行部機関の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してない。所信を質することによって執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更・是正させる、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があると明記されておりまして、毎回の一般質問の中で私ども行政が気づきかねていた点の御指摘を受け改善していく、あるいは新規の取り組みに対するヒントをお与えいただく、こうした貴重な機会であると考えております。本日の他の議員の御質問もそうした点から貴重な御意見を頂戴していると思っております。

また、必携には、中には質問の内容が単なる事務的な見解を質すにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案審議段階で質せるものなど、一般質問では適当でないものも見受けられるとの指摘も書いてあります。

さて、本日の横山議員の御質問には、こうした町村議会における一般質問の崇高な理念とは多少趣が異なり、疑問点を質すとしての一般質問でございました。ただいまの御質問内容を伺っておりますと、質問の各項目は平成25年第1回定例会予算連合審査において、本年度の予算審議をお願いした際に該当の予算説明において十分説明し、その際、疑問をお持ちであれば質疑において質していただくべきものであったと考えております。また、事務手続において疑問に思われている点があるようでしたが、そうした点は担当課にお越しになり、お尋ねになれば全て明らかにするものでございます。

そうした意味から、一般質問の崇高な趣旨に基づく他の議員の皆様の問題とは違い、単なる行政の事業の遂行に当たっての疑問点を質しておられるにすぎないとい

う点に、それこそ私が疑問に思ったところでございます。

そうしたことを踏まえて、ただいまの質問に対しては、担当課のほうで用意いたしました疑問点の各項目についての答弁書をまず読ませていただきたいと思います。

臨時職員及び嘱託職員の雇用方式を直接雇用から派遣雇用に変更となった、その理由と実施方法についてのお尋ねでございます。嘱託職員に関しましては現在協議中でございますので、最後に今後の方向性を述べることにいたしまして、まず臨時職員に限定してお答えいたします。

最初に、1点目の臨時職員の雇用方式を直接雇用から派遣や委託方式に切りかえる理由についての御質問にお答えいたします。

町長経験者でございます議員ならば当然御存じのはずでございますが、地方公務員の任用、職階級、勤務時間等を定める地方公務員法第22条に、臨時的任用職員の任用期間の制限がございまして、そこには最長で1年を超える期間については任用できないことが定められております。また、平成21年4月に総務省自治行政局から、特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことによって、事実上、任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用することは避けるべきであると技術的助言が全国の地方公共団体に対してなされております。

以上の理由から、今回の雇用方式に変更を行ったところでございますが、変更により増加した町の負担の見込額は、直接雇用による場合と比較して19.6%増の約1,035万円となります。その主なものは、管理費約660万4,000円と契約に伴う消費税の300万8,000円でございます。

次に、2点目の「国や全国の自治体における同様の取り組みについて」の御質問にお答えいたします。

本町においてこれまで行われてきた直接雇用による任用の繰り返しは、「地方公務員法」及び「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に抵触するものでございます。県や政令市等多くの自治体が臨時職員を募集しているとの発言ですが、そのほとんどが最長1年の任用期限を守り、期限終了後に再度更新しない自治体であります。包括委託の全国事例を見ますと、愛知県豊岡市では、2009年から児童館、体育施設管理業務を、佐賀県嬉野市は2008年から施設管理、学校用務など、28業務約100人を包括的に委託しております。

質問3、4については関連性がございますので、まずは町が委託している派遣会社に決定した経緯について、さきにお答えいたします。

平成25年2月21日、篠栗町告示14号において、篠栗町包括業務委託につい

て、公募型プロポーザルを執行する旨の告示を実施しておりまして、そのプロポーザルに付する事項として、業務名称を篠栗町包括業務委託とし、履行場所を篠栗町役場及び篠栗町が指定する施設等、委託期間は、庁舎受け付け及び電話交換業務においては平成25年4月1日から平成28年3月31日まで、その他、仕様書に定める38業務においては平成25年10月1日から平成28年3月31日までとし、単年度契約を行うこと。業務概要とし、現在雇用中の嘱託職員を含む臨時職員の継続的な雇用を原則とする臨時職員の包括業務委託として、詳細として仕様書を用意し、実施いたしました。

参加申請書及び業務提案書の提出期限を3月8日、プレゼンテーションの日程を3月14日といたしました。その際、参加申請が2社ございましたので、3月14日に入札参加指名審査委員の審査のもとプレゼンテーションを実施し、K社に決定いたしております。プロポーザル方式を採用していることから、会社経費の多寡のみで1社を選定させたものではございませんが、会社経費の面においても、上位のK社を採用いたしております。

以上が、K社を採用した経緯でございます。プロポーザル方式で派遣会社を決定したとはいえ、競争原理は機能しているものと考えております。

臨時職員には事前に説明会を開催し、町の業務に変更のない旨、また、K社からの派遣社員となることを御理解いただき、現在、勤務いただいているものと考えております。

次に、5点目の「消防会館2階の貸し付けについて」の御質問にお答えいたします。

消防会館の2階を1民間業者のために改修し、使用させているとの御質問でございますが、今回の工事につきましては9月補正で御説明いたしましたとおり、外壁の落下の危険性の除去並びに雨漏りの防止を主な目的とするものであります。附属工事として2階に防災備品の備蓄スペースと事務所スペースの間に固定式のパーテーションを設置するものでございまして、新たに事務所に改修を行うものではございません。

また、平成18年の地方自治法の改正で、「庁舎等について、床面積又は敷地に余裕がある場合は、その用途又は目的を妨げない限度においては、貸し付け又は私権を設定することができる。」とされております。

また、当該業者は、定期的な職場の巡回並びに本町との打ち合わせを迅速にできる等の理由で、町内に新規事業所を開設予定でありましたので、町にとっても、打

ち合わせの迅速性、地域の雇用の拡大、行政財産の有効活用の面において十分なメリットがあるものと考え、月額3万円の有償により、8月1日から貸し付けているところでございます。

次に、6点目の雇用条件の御質問にお答えします。

雇用条件につきましては、本年3月議会におきまして御説明したとおり、臨時職員の賃金単価、勤務形態を維持することを条件に、派遣もとであるK社と契約締結しております。

最後に、「雇用方法が変わることに対する町の体制」についての御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、今回の転籍の対象となる臨時職員を対象に、ことし5月24日に説明会を開催し、給与、勤務時間または諸条件等について説明をしておりますし、転籍先から全員に対して個人面談を行わせ、転籍に係る意向調査も実施しております。このほか所属長である担当課長を通じ寄せられた相談に関しては、真摯に対応しているところでございます。

なお、嘱託職員に関しましては、平成14年に公布されました「地方公共団体の一般職の任期付任用職員の採用に関する法律」の第6条に、特殊な場合の最長5年を除き、原則3年以内の任期とすることが定められております。これを超えて任用することは、雇用情勢が厳しさを増す中であって、任用の機会均等を図る上においても適切とは言えません。したがって、嘱託職員に関しましては、住民にとって最も適したサービス提供の仕組みづくりを構築することを念頭に、公民連携などのさまざまな視点から、今後のあり方について見直しを行うべく協議を進めているところでございます。

最後に、本町を初めとする地方公共団体では、権限委譲や地方分権に伴い事務量は増加したにもかかわらず、行政改革等による定数削減等の関係で、正規職員を充当できない状況にあります。そうした意味からも、今後も臨時職員や嘱託職員など多様な勤務形態の職員を活用していくことが必要であることを認識しております。

このため、法を遵守しつつ、住民サービスを低下させることなく地域の雇用の安定を図り、長年、町政に携わっていただいた優秀な人材を今後も永続的に雇用を継続するにはどうしたらよいか検討した結果、今回の民間への包括委託に至ったものであることを御理解いただくよう、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 町長、答弁の中で数カ所固有名詞が出ておりますので、それは精査させていただきますので、よろしく願いします。

○町長（三浦 正君） お願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、再質問ございますか。

4 番、横山久義議員。

○4 番（横山久義君） まず、再質問の前に、町長のほうから私の一般質問についての御意見であると思うんですが、議員にはそれぞれの質問のパターンがあるかと思えます。私の場合、やはり一つ一つ確認をし、もちろんその中には前の議会で説明したじゃないかと、そういうことも含まれているでしょう。しかし、そういうものを一連のものとして確認をし、そのことでその後みずからの提案をしていく、そういうふうなやり方で私は質問を今回はしたいなというふうに思っておりましたので、その点、誤解がないようお願いしたいと思います。

まず、このK社にプロポーザルで決めましたということでございます。包括委託ということでございますが、今後委託をするという、未来永劫そういう形になるかと思うんですけれども、果たして包括委託がいいのかどうかですね。それぞれ派遣会社には、確かに今、臨時職員、あるいはまた特に嘱託職員というのが定年までまだ何年もある方もいろいろおられるわけです。ですから、その間は包括でいいかもしれない。しかし、その任期が終わったら、派遣会社が独自にそれに合った職員を選んで提供していくということになっていくと思うんですね。そういうときには派遣会社にも分野に得意、不得意というのがあると思うんです。例えば、自分こは保育園だとか幼稚園の人材を集めるのが得意だとかですね。ですから、私は1社にこういう形で委託をすることというのは、委託はもう既に終わっていますからあれですけど、私はやるべきじゃないと思う。やはり競争の原理というものを常に将来を見据えて導入しておかないと、正直、今、このK社に決まっています。今、嘱託職員だとか臨時職員の方は人質にとられているようなもんなんですよ。だから、これから先もずっとこのK社になっていくんじゃないかなと、私はその心配、危惧を持っております。

確かにK社は大きな会社ですよ、全国的なですね。ですから、この会社にケチつけるわけじゃない。しかし、立派な会社はほかにもあるんですよ、派遣会社というのはね。ですから、そういうところも考えてやっていかないといけないんじゃないかなということですね。

それから、消防会館の2階を、私は工事費をたくさん使って貸しているということをどうのこうの言っているんじゃないんです。やはり町の建物を貸すには、もちろん貸してもいいということもあります。しかし、町の施設をK社に貸すというこ

とは、篠栗町はK社がですよ、言葉は悪いけども、要するに、もうK社のエリアですよというふうなことを宣伝に使われるおそれがある。確かに、町に近いところに事務所を構えたほうがいいでしょう。たくさんあるんですよ。要するにアパートの1室で構わないと思う。ですから、なぜそういうことをあえてするのかなということです。

それから、これは財政課長にちょっとお聞きしておきますけども、9月議会でこの工事の説明がなされました。私もそのとき聞き漏らしていた関係で、テープ起こしをしてもらって、一言一句、課長が言ったことを聞いております。それによりますと、確かに実名でここに貸し付けますということが入っております。ただ、貸し付けるんだったら歳入のほうにも予算書は上がってこないといけないんじゃないかなと思うんですね。歳入の例えば15款の1項1目、建物の貸付収入というのがあります。そこにやはり今、月額3万円であるならば、来年3月までの費用が計上される。それに入っておれば私も気づいたんだろうと思うんですけども、それがなかったと。これは単にのせ忘れということで理解していいのかどうかを後で答弁をお願いしたいと思います。

それから、臨時の方、特に嘱託の方が心配されているのは、要するに雇用条件が「変わらない」「変わらない」と言われても、移った後、例えば1年後、2年後、変わっていくんじゃないかなという心配があらうかと思うんです。私はその立場でも心配いたします。あくまでも派遣会社といえども民間企業ですから、特にその中で心配を恐らくされただろうと思うんです。

私の耳に漏れ聞くのは、総務課の人事担当の方が当然集約をされると思うんですが、このK社の篠栗町の担当にその奥さんが座ってあったんですね。このことは物すごくインパクトがあったんじゃないかなと、関係職員の方にですね。そういうことになれば、夫婦で町と企業と、委託会社と夫婦なんですよ。もともと、その方は11月の中ごろにやめられた。どういう理由か知りませんが、やめられたということですが、そういうことが行われている。当然、町長もそれは知らないじゃ済まないと思うんですね。そのことでやめたからいいじゃないかと、そうはいかないでしょう。そのことでどう皆さん方、口には言わないと思うけども、思っているのかということ。

いわゆる町とK社といえ、言葉は適切かどうかわかりませんが、ただならぬ関係にあるんじゃないかというふうに邪推をしてしまう。相談したくても怖くて総務課に相談なんか行けないんじゃないかなと思うんですね。今後、例えば派遣会

社に移って、いろんなものでトラブったときでもですよ、だからそういうものを持ちいけないと私は思っております。

ですから、これは3年間の契約ですよ。K社との契約は3年間ですかね。だから、それをどうのこうのすることはできないけども、それが切れた後は、そこら辺も安心できるような形で、誰が見ても公正に。これは提案ですが、1社に絞るべきじゃないと。要するに、条件がこういう条件を満たしてくれるところは、逆にこちらから、費用はこれだけを上乗せします。それでやってくれるようなところが数社あったら、そこをお願いしてもいいんじゃないかなと。そういうふうなものにやはり変更をしていってもらいたい。そうしないと、よっぽどK社と町と変な結びつきがあるんじゃないかというふうに邪推されますから、そこをお願いしたいなということですよ。

それから、雇用条件は全く同じということにはならないと思うんですね。でも、一応そういうふうな説明にはなっているんじゃないかなと思うんですけども、例えば、ふつう考えるに、有給休暇がどうなるのかだとかいうことがありますね。これは臨時職員にも有給休暇があったかどうかわかりませんが、そういうところがどうなのか。そういうところの詰めが行われているのかどうかですよ。だから、そういうのが全部詰めが行われて切りかえる。ふつうはそうするんですね。そういう準備を全て終わってやる。

でも、今、話を聞きますと。臨時はやりましたよと、10月から。でも、嘱託職員はまだ来年度以降、いつからするかわかりません。果たしてそういうことでいいんだろうかと思えます。だから、法的に問題があるということになるなら、早急に体制を整えて、そして、例えば26年度の当初から、あと残りの40人近くの嘱託をやっていくということが大事だろうと思えます。そこは答弁いただきたいと思えますね。

それから、臨時にしても嘱託にしても、変わらない、こういうことは全く守りますよということは文書で、例えば、町とK社の合同の文書でもいいですから、必ず関係者に渡すぐらいの配慮がいただきたいなというふうに思っております。

ちょっと長く言いましたけども、その中でかいつまんで何を私が質問しているかわかると思うんですが、それについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） よろしいですか。

○町長（三浦正君） 順次答弁していきますので、漏れておりましたら、また再質ではないということをお許しいただいて、今の再々質ということじゃないというこ

とをお許しいただいて、補足でまたお尋ねいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

K社にプロポーザルをしたということが、未来永劫、このK社との関係に基づくような形になってしまうんじゃないかという御懸念でございますが、その辺については、今回の契約は3年間ということでの契約でございますが、今、議員が御指摘のように、いろんな派遣会社がこの新しい取り組みについて研究を重ねております。その中でこのK社が日本で一番先駆的な事業としてやっているところでございます。

今後は3年後になりますと、今、お話のように、例えば保育事業に非常に特化した専門的な派遣をできる企業であるとか、あるいは民生部門に大変特化した職員を派遣できる企業とか、いろんなことが出てくるような状況になると思います。ですから、そういう意味では、その次のプロポーザルを行う際には、またそういう情報も仕入れて、より私どもは公平性を考えて対応していきたいと思ひます。

ただ、今回につきましては、全ての判断といひましても、2社が結局は手を挙げたんですけれども、その中で全体的に見ても、誰が判断しても、この指名審査委員会のプロポーザルを受けた審査委員会のメンバーについては、K社に3年間委託しようということに決まったということをお話し申し上げます。

それから、K社に元職員が行ったということにつきましては、今、お話があった御心配もあるのは当然のことであろうかと思ひます。私も確認しておりませんでしたことについては軽率であったと判断しておりますので、もう退職しておりますけれども、今後、そういうことがないようにはしてまいりたいと思っております。

それから、労働条件について全く同じなのかということでの懸念でございますが、これは全く同じでございますが、ましてやそれ以上に会社の中で臨時職員としてどうあるべきだという研修も含めて考えていただいているというようなことで、いわゆる臨時職員のレベルアップも含めることができる。あるいは、いろんな取り組みの中で、臨時職員からじゃあ嘱託職員ねというようなこともあるのかもわかりませんし、その辺のところはまたいろいろ今後、K社内の中で考えていかれるところではなかろうかと。

何はともあれ、一番問題になりましたのは、大きな都市での臨時職員の採用と違ひまして、私どもが法的に守るために、1年ごとにいろんな人を入れかえていては、これだけ臨職、嘱託職員にいろんなことをお願ひして、やっと回っている役場の運営について、人がどんどん入れかわっていけば大変な事業になるということの中で、今、本当に頑張っているいただいている熟練された臨時職員に継続して仕事をやってい

ただきたい。なおかつ法をクリアしていきたいということの中で、今回取り組んでいた取り組みだということは、よく御理解いただいているものと思っております。

あわせて、今後、協定の内容については、当然、当社と協定書を結んでおるわけですが、これについては議員皆様方にも協定書の写しをコピーしてお渡しいたしますが、職員、あるいは臨時職員、嘱託職員についても、説明書は、当然、文書で渡しておりますが、必要とあれば協定書もお渡ししておきたい。

今、冒頭にお話があったのは、直接雇用のほうがいいんじゃないかというニュアンスのお言葉でありましたが、最後にお話がありましたように、いわゆる法に触れているのであれば、しっかりした対応を含めて早急に対応したほうがいいんじゃないかとの御意見もいただいておりますので、私どもは法に触れないようにという意味で、今後その対応に万全を期していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 町長、嘱託職員の採用時期ですかね、それもやったでしょう。

○町長（三浦 正君） これにつきましては、先ほど答弁で申し上げましたように、今、詳細に煮詰めているところでございます。臨時職員は1年雇用というのは法で縛られているわけですが、嘱託職員は5年という年限が決められております。しかしながら、私どもの場合は、その5年を超えて嘱託職員が継続して勤務しているという実態も片方ではあります。そこをクリアするために私どもは包括委託という形での嘱託職員の派遣も望ましいのではないかというふうに考えておまして、その方々がしっかりした継続勤務ができるように、詳細を今、詰めているところであります。

○議長（今泉正敏君） それから村嶋課長どうぞ。

○財政課長（村嶋茂則君） 7月27日に契約いたしまして、8月分から月額3万円の家賃収入が入っております。予算で財産収入の項目がありますので、そちらに入っております。

それで、3月議会で土地の売買収入と合わせて整理する予定にしておりました。

9月議会ではそのことを申しておりませんでした。申しわけありません。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 財産収入というところに入っているということですか。

○財政課長（村嶋茂則君） 予算書上に財産収入分の貸付収入という項目が、ほかの家賃とかありますので、そちらのほうに入れております。その件に関して、具体的には計上しておりませんでしたので、3月議会で計上する予定にしておりました。

○議長（今泉正敏君） 一応の答弁が終わりましたので、再々質問どうぞ。

○4番（横山久義君） まず、嘱託職員については、切りかえるかどうかも今、検討ということなのか、切りかえるのは間違いないけども、切りかえる時期、あるいはまた切りかえるのを一斉にするのか、例えば、幼稚園、保育園いろいろありますね。児童館だとか一般の方、そういうものに分けてやろうとしてあるのか、そこら辺はわからないんですけども、そのことをはっきりと御答弁いただきたいということと、切りかえるという方向でもう進んであるんなら、臨時職員の数は正確には知りませんが、かなりの数だったと思うんです。でも、嘱託職員といたら40名強だろうと思うんです。ですから、事務的なものでそんなに煩雑になるのかなという気がしますんで、まだ来年の4月にするにしても、期間がありますので、担当課が努力してもらって、やるなら一斉にやったほうがいい。4月からやれるのか10月からやれるのかは別としても、あるいはまた27年になるのか、それは構いませんけども、やるなら一斉にやらないと、その中で要らぬ不安材料になるんじゃないかなと。だから今、いろんな話で、それが全て正確とは思いませんけども、ある部署ではどうも4月らしいと。あるところは、自分のところはまだ全然そういうような話はないだとか、何でだろうかという話になるわけですね。ですから、するなら一斉にしたほうがいいと。派遣は当然まだ見合わせますよと。臨時だけとりあえずやりますというんやったら、それはそれでもいいけども、それだったら、今度、経営者に対しての経営者の費用負担というんですか、それに効率が非常に悪くなる。ですから、もしやると決めてやるんなら、それはどの時点かに一斉にやってもらいたいということ。そのことについて、それができるかどうかということですね。

それから、いわゆる協定書、協定書と言えるのかどうかわかりませんが、やはりそれもそれぞれの関係の職員の方には渡されたほうが、私は安心されるんじゃないかなというふうに思っております。というのは、議会に渡されても、それを一々、私たちがその人たちに見せるわけにいかないと思うんです。ですから、ぜひこれはお願いしたいということですね。

それから、消防会館の家賃収入を少しでも稼ぎたいという気持ちはわからないでもないけども、経営者に貸すことは今年度は仕方ないにしても、誤解を生むと思うんです。将来、例えばいろんな派遣会社、意欲がある会社が育っていきます。そういう会社が、篠栗町でも自分たちもやってみたいなという意欲を持たせて、でも、もう経営者が張りついているじゃないかというイメージがあると思うんです。そういう誤解を招くおそれがありますので、これは単年度契約であるなら、申しわけ

ないけども、ほかに移ってもらう。その分の費用が余計かかれば、それは当然、委託費でみればいいだけの話ですから、そういうふうなことはされたほうがいいんじゃないかな。もし、それについての答弁がされればお願いしたい。

それから、もう一つ最後ですけども、確かに法的に問題があることは私も重々承知して、何とかここまでトラブルはうちの町はなかったからやってきたところもあるんですけども、全国ではいろんな雇用のやり方があるんですね、直接雇用について。ただ、糟屋地区についてはどうなのか。私も一つ一つ聞いてないですけど、少なくとも糟屋地区には、うちのはこういうふうにやっていますよということで呼びかけて、足並みをここ数年でそろえてもらうようなことは首長会で提案をされる、あるいはまた担当課長会で提案をしていくというふうなことをされた方がいいんじゃないかなというふうに、それについても、もし答弁できればお願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 総務課長。

○総務課長（大塚哲雄君） それでは、嘱託の検討について、私のほうから答弁させていただきます。

嘱託につきましては、先ほど町長が答弁で申しあげましたように、現在協議中でございます。議員の御質問がございましたように、一括で全てやるのか、部分的にやるのかということでございますが、その前に嘱託職員につきましては、先ほど議員が言われましたけども、60歳までの雇用を確保するという確約をとったということは、私のほうでは認識いたしておりません。

現在いる嘱託というのが、先ほど言いましたように、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に準じた分で常勤で来ている方ということで、先ほど町長が申しましたけども、基本3年、最長でも5年ということになっておるかと思っております。これにつきましては、一定期間で終了することが見込まれる業務等についての雇用でございます。

今現在、うちにつきましては、もう20年ほど前から雇用されてある方もおられますけども、ずっと年度雇用で継続が続いております。あくまでも臨時職員につきましては6カ月ということで1期限切って契約いたしております。嘱託職員につきましても、1年間の雇用契約を結んで、その繰り返し雇用という形になっております。契約書の中につきましては、嘱託職員につきましては、雇用の継続がない場合につきましては1カ月前に申し出をするようにということになっております。

今、考えております嘱託職員の移行につきましては、段階的に進めてまいりたいと考えております。全てを一括で全員の嘱託をということでは考えておりません。

臨時職員等につきましても、幼稚園と保育園等につきましても、包括の派遣のほうに切りかえておりません。現在はそれ以外の部分の一般事務等にかかわっていただいております事務職並びに児童館等の臨時職員の方を今、派遣のほうに切り変えたところでございます。

休暇について臨時職員の分をちょっと聞いてありますので、この場でお答えいたしますが、半年うちのほうで雇用して、それから継続でなりましたので、今回の半年分につきましては、休暇については繰り越すような形で業者と打ち合わせして、臨時職員の方にもそれをお伝えいたしております。

協定書等につきましては、今、臨時職員等につきましては、各それぞれとK社のほうとのやりとりで契約を結んでおるのが現状でございます。

環境の構築に当たっては、業者と私どもともども福岡労働局のほうと打ち合わせをさせていただいて、協議を重ねてアドバイスを受けながら、よりよい構築を進めている現状でございます。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの件に若干補足いたしますと、優秀な嘱託を本来なら60歳の定年まで雇用したいと言いつつも、5年という縛りは法的にあるわけですが、そういう面からすると、逆に今回、K社からの派遣とすることによって、その処遇も確保されて、60歳までの雇用も、本人努力をちゃんとしてもらわなければいけませんけども、確定できるということでの安心感のほうがあるのではないかと思いますので、そういう御心配の声を耳にされるようでありましたら、その旨、お伝えいただきたいなというふうに思うところでございます。

会館の件については、御指摘がありましたように、ほかの第三者の方から見れば、多少なりともイレギュラーかなというものが感じられるかもわかりませんので、その分については、今後また業者と話し合いながら、いわゆる公平性というものも、もう少しじっくり考えていきながら対応してまいりたいと思いますので、御報告いたします。

それから、各糟屋の市長町長会等々での提案ですが、もう既にこういうふうな移行をしていきますということをお話し申し上げておりまして、担当課長ベースでもお話ししております。

副町長ベースでも副町長会でお話ししておりまして、どこも悩んでおりまして、どうしたらいいかというところで、こういうことがあるんだということで、非常に前向きにとらえていただいているところでございます。これにつきましても、私ど

もししっかりした対応で落ちついたところで具体的な説明を皆様方にいたしますねということで、現在、お話を終わっておるところでございますので、副町長会、課長会も含めて、今後それぞれの会で、糟屋郡内、こういうふうにしたら非常に、今後、法的にクリアできますよ。多少なりともコストはかかりますがというようなお話で説明していこうかと思っております。追っ付け足並みをそろえていくような状況になるというふうに私どもも思っているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 答弁漏れはないですかね。

大塚課長。

○総務課長（大塚哲雄君） 済みません、先ほど質問の中身で1点申し上げてない分がありました。

臨時的任用職員等について、他町の動向ということで議員のほうでお聞きになられたと思いますが、庶務担当者会等で今年度資料でまとめたものがございまして、これにつきましては臨時的任用職員施行法の22条に該当する分についてでございます。

新宮町につきましては、任用期間6カ月で、更新1回で、最長1年で雇用を終わっております。宇美町につきましても同様でございます。志免町につきましては、任用期間1年で、上限3年ということになっております。久山町につきましては、任用期間6カ月で、上限5年ということで臨時的任用職員を雇用しているということで、粕屋・須恵町については、今のところ期間の定めはないということで、以前のうちと同じような状態であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 答弁漏れがありますか。

○4番（横山久義君） 臨時、あるいはまた嘱託の条件の中で有給休暇の話をちょっとお聞きしたんですが、今、臨時が9月から10月に派遣に変わった。残ったのは引き継ぐという答弁はいただいたんですが、1年間を通して、今、臨時あるいはまた嘱託というのは何日認めているのか、今、町のほうがですよ。それは当然、派遣会社に移っても保障されるのかどうかですね、そこをちょっと聞きたかったんですけども、その答弁は課長のほうで。

○議長（今泉正敏君） わかりますか。大塚課長。

○総務課長（大塚哲雄君） 臨職についてということですか。

○4番（横山久義君） 臨職ではなく嘱託。

○総務課長（大塚哲雄君） 嘱託については今ちょっと協議を重ねておりまして、本来はまず嘱託のほうからいかせてもらいますけども、本来はここで基本変わって転籍されるということで、本来は休暇については、今のところ打ち合わせの中では、派遣もとの社の規定にのっとって年休を与えようかということで検討しておるところが現状でございます。

臨時職員につきましては、先ほど申しましたように、1年間の中での半年半年の雇用になりましたので、現状持つてある年休から年度でスライドしていかない状況がありますので、繰り越しが発生することがありますので、臨時さんについてはですね。それでその繰り越し等については、社のほうでその分を確保してもらうような形で移管している状況でございます。

○議長（今泉正敏君） もう一方ですので、続けてまいります、トイレ休憩は暫時行ってください。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 休憩動議が出ましたので、5分間休憩を挟みます。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

○議長（今泉正敏君） 一般質問を再開いたします。

質問順位5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。観光の推進について問うということで質問をいたします。

第5次篠栗町総合計画（2013から2017年）におきまして、「観光の推進」施策の目的では、1 観光客増加による経済効果の向上を目指します。

基本目標では、観光協会等と協力して、観光基盤の整備とともに、農林商工業と連携し、特色ある地域資源を生かした地域主体の着地型観光プランを開発して、観光客の誘致を図ります。

2 特色ある地域資源を生かして観光客の誘致を目指します。

また、基本目標として、森林セラピー基地を生かして、篠栗町のすばらしさを町外に発信し、来訪者の増加を目指すとともに、町民の健康増進を図りますとあります。

主な施策として、観光協会に対し自立を促し、着地型観光プランを開発・充実に向けた支援やPR活動を展開すると掲載してあります。

以上、第5次総合計画の「観光の推進」に沿って質問をいたします。

その質問の1でございますが、観光協会の支援と連携について。

観光協会が一般社団法人に改組され、今、観光協会事務所の増築工事が行われています。まさにこの施策の一つであると認識をしております。法人化の目的、法人化によりどのようなメリットが考えられるのか尋ねたいと思います。

観光行政の立場から観光協会にどのような支援がなされているのか、今後の観光推進を図る上で、観光協会との連携をどのように進められているのか、お尋ねをいたします。

2 地域振興につながる新たな観点からの施策について質問をいたします。

観光施策の最終目的は地域振興にあり、そのためには自然や伝統文化に恵まれた本町の特色を踏まえた施策が必要と考えます。今後の具体的な事業としての計画をお尋ねいたします。

先日、霊場会主催による「篠栗霊場参拝・お大師さん参り」に参加をいたしました。霊場を参拝する中で、日ごろの生活を離れて心が洗われる思いがいたしました。また、紅葉の時期となり、霊場をめぐる中で篠栗の自然が織りなす景観のすばらしさを再確認することができました。参加者は町内外から二日間で107名の参加があったと聞いています。

霊場会の方によりますと、日帰り客が多いので、経済効果がいまいちです。特に宿泊していただかないと旅館としての経営が成り立ちませんとのことでございました。そこで、町内の現在の旅館数、宿泊状況をお尋ねいたします。また、宿泊客増加の対策を考えてあれば、あわせてお尋ねをいたします。

3 篠栗ブランド土産品開発、商品化についてでございますが、着地型観光には、農林商工業と連携をして、農林産物を生かしたブランドづくりが挙げられますが、現状と今後の取り組みをお尋ねいたします。

4 観光インフラの整備について。

案内板、トイレ、遊歩道など、かなり整備をされたと、私自身、実感をしております。先日の霊場参拝で参加者、霊場会の方から、「大変トイレがきれいになりました」「道路整備等に御尽力をいただいております」とのことでした。その際、気がつきましたことは、まだ一部トイレに老朽化したところや遊歩道斜面の木製手すり等の腐食、山間部の道路、路肩が心配な箇所が見受けられました。特に狭い道路をマイクロバスが通りますので、事故があったら大変なことになるかと憂慮をしております。そのような危険箇所、補修箇所等の把握はされていますか。あわせて今後の観光インフラ整備計画をお尋ねいたします。

5 観光の推進を支える「観光の人づくり」について。

観光の推進については、人づくりが最も大きな要素であると考えます。篠栗町の歴史、文化的遺産を町内外に周知し、町の価値を高めることが観光の推進と持続化につながると考えます。そのためには、広く人材の確保、育成が必要であり、観光協会と連携し、将来を見据えた「観光の人づくり」が肝要であります。町長の考えをお尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の「観光の推進」についてお答えいたします。

最初に、観光協会の支援と連携につきましては、本年10月31日に篠栗町観光協会の一般社団法人化が設立総会において承認されております。そして、一般社団法人篠栗町観光協会の目的は、町の若杉山に代表される自然、景観、篠栗四国霊場に代表される文化・歴史、その他の産業・技術などの資源を活用し、観光事業の振興を図ることにより郷土の魅力を高め、国内外の人々との交流を促進し、もって地域文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与することとし、当該目的を達成するために、①観光産業、観光関連産業及び観光を通じてまちづくりにかかわる団体及び個人等の支援及び連携の推進、②観光に関する調査・研究・企画並びに観光資源の保存及び創出、③観光に関するイベントの開催、④観光に関する情報の収集及び発信、⑤観光客の誘致及びあっせん、⑥観光商品の開発・宣伝・販売及びその支援、⑦観光を通じたまちづくりに寄与する人材の育成及び活用などの事業を実施することとしてあります。

そこで、法人化することのメリットは、その定款を公証役場で認証を受け、法務局に登録しますので、その存在が担保されております。よって、個人で事業を営むよりも圧倒的に信用力が増します。

最近では、個人とは取引しない法人もふえてきております。また、任意団体の場合、銀行口座をつくる時、旅行業や酒類販売の登録をする時など、全て個人名義での契約になりますが、一般社団法人を設立すれば法人名義で行えるようになります。それから、自治体や行政機関は仕事を個人に発注することが少ないのが現状でございます。また、補助金や助成金なども法人のほうが有利に働きます。このように一般社団法人化したほうが、前述した事業を遂行する上で圧倒的に有利になる

ということでございます。

そして、その事業を円滑に実施するためには、観光協会の運営資金や事務局職員の確保は欠かせませんので、これまで以上の補助金等の支援を行っているところでございます。そして、今後も観光協会との連携を強固にして、着地型観光プランの開発や観光商品の開発・宣伝を推進してまいります。

次に、地域振興につながる新たな観点からの施策につきましては、平成22年にグランドオープンいたしました森林セラピー基地篠栗と170年以上の歴史がある篠栗四国霊場を融合させた着地型観光プランを開発し、多くの人々がかかわることができる事業を創出したいと考えております。

町内の旅館数、宿泊状況につきましては、全盛期には70軒あった旅館が、現在、15軒に減少しておりまして、年々宿泊者も減少している状況でございます。今後、観光協会と連携し、宿泊を伴う滞在型メニューを開発したいと考えております。

篠栗ブランドの土産品開発、商品化につきましては、現在、本町ではこれといった地元産の農林産物を使ったブランド商品がなく、平成24年度からコンニャクイモの試験栽培に取り組んでおります。今後は篠栗産のコンニャクイモを使ったブランド商品を開発したいと考えておりますが、コンニャクに限らず地元の農林産物を使ったブランド商品を観光協会や地元業者、地域住民と一緒に考えてまいりたいと思っております。

次に、観光インフラの整備につきましては、篠栗町観光施設（公衆トイレ）の整備指針に基づいて、平成24年度までに18施設の公衆トイレを整備いたしましたが、老朽化や衛生面で建てかえや改修を望まれる公衆トイレがまだありますので、今後も指針に基づいて整備してまいります。

また、木製手すり等の腐食や道路の補修につきましては、担当職員による巡回を行い、補修を要する箇所への把握に努めており、補修は優先順位をつけて、危険度が高いところから整備を進めてまいります。

最後に、観光の推進を支える観光の人づくりにつきましては、研修などによる人材育成を行うことや、行政・住民・観光協会などによる地域ぐるみの組織「観光地域づくりプラットフォーム」等の立ち上げが必要になるかと思っております。来訪者と地域の人々が交流すること、触れ合うことがリピーター増加につながると思っておりますので、篠栗町に昔から根づいております「おせったい」の心を前面に出した観光の人づくりを、観光協会と連携して今後も推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 再質問したいとですが、観光協会が一般社団法人になったばかりでして、今から事業を行うということですので、要望にかえたいと思いますが、せっかく社団法人化した観光協会でございます。やはり行政の支えなり助言があつての観光協会と思つたので、力強く後押しをされて、篠栗町の観光行政、観光がますます広がっていくことを祈念申し上げます。また、要望申し上げて質問を終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これを持ちまして散会といたします。

散会 午前11時50分

平成25年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月17日(採決)

平成25年 第4回 定例会 会議録

日時 平成25年12月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

#REF! 清原 眞也 #REF! 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、報告しておきます。

阿部議員におかれましては、腰痛のために採決は挙手にて参加することを許可しております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、意見書案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第55号、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） おはようございます。御報告いたします。

議案第55号

篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が平成25年7月3日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の法律名及び適用対象を配偶者のみではなく、生活の本拠をともにする関係にある相手からの暴力及びその被害者について対象とされたことに伴い、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の引用規定の改正及び入居者の資格に「改正法第28条の2に関する規定」を追加し、適用対象の拡大をするものであります。

なお、この条例は、平成26年1月3日から施行されます。ただし、第66条の改正規定は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第56号、篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第56号

篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

本議案は、篠栗町流域関連公共下水道事業について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を全部適用すること等に伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部改正及び廃止について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容としまして、篠栗町公共下水道事業の地方公営企業化につきましては、下水道事業の経営状況をわかりやすくするためであり、財務適用の部分だけではなく、条例で組織や職員の身分規定など地方公営企業法の全ての条文を適用するものであります。

管理者は非設置とし、町長が管理者の権限を行うものです。

篠栗町城戸簡易水道事業を篠栗町水道事業に統合することにつきましては、地方公営企業会計の会計基準の見直しが平成26年度の予算から適用され、事業の種類別に営業損益等の情報であるセグメント情報の開示が求められますので、事務の簡素化を図るためのものであります。

事務的な統合であり、お互いの管を接続するものではありません。

地方公営企業化と統合に係る条例を一つにまとめており、関係する12条例について改正及び廃止を行うものです。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行されます。

詳細につきましては、連合審査会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第57号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第57号

指定管理者の指定について

本議案は、篠栗町葬祭場「天空会館」の指定管理者、社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会の指定期間が平成26年3月31日までとなっており、引き続き葬祭場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため同協議会の葬祭場の指定管理者に指定

するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

指定管理者の内容は、

１．公の施設名称及び位置

篠栗町葬祭場 篠栗町大字篠栗３０３７番地

２．指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会 会長 花田兔一

３．指定管理者となる団体の所在

篠栗町大字田中１番地１

４．指定の期間

平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日まで

また、指定管理者の選定については、「篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者選定委員会に諮問され、２回の委員会が開催され、慎重な審議がなされた結果、篠栗町社会福祉協議会が適任であるとの答申がなされております。

質疑の中で、選定理由に挙げられている独占防止及び平等な利用の確保というものの意味合いについて質疑がありました。執行部からは、葬祭事業者が現在３社あり、社会福祉協議会が受付業務を行うことで窓口となって案内でき、利用者が葬祭事業者を選択する上で、その公平性・平等性が担保されるという答弁がありました。

また、選定委員会の委員の選任方法について質疑があり、執行部から、選定委員会設置要綱に基づき、学識経験者等を委嘱・任命しているとの答弁がありました。

また、委員から、天空会館運営に当たり、さらなるPRを行うようにとの意見がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第58号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第58号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,783万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,937万3,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金のうち障害者福祉費負担金2,661万円を、県支出金のうち障害者福祉費負担金1,115万6,000円、児童福祉費補助金674万6,000円、林業費補助金346万1,000円を、財産収入のうち立木売却収入1,195万4,000円を、町債のうち地域活性化事業債20万円を、普通交付税2,882万6,000円をそれぞれ増額補正し、県支出金のうち障害者福祉費補助金111万4,000円を減額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、民生費において、法改正に伴うシステム変更委託料153万3,000円の増額、障害者自立支援サービス給付4,384万6,000円の増額、後期高齢者医療給付費負担金1,087万5,000円の増額、認定保育園の保育料の算定などのシステム変更委託料580万2,000円の増額、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金94万4,000円の増額。

農林水産業費において、萩尾地区造林事業に伴う役務費435万1,000円の増額。

教育費において、肢体不自由児受け入れのための篠栗小学校施設整備費278万3,000円の増額、勢門小学校プール改修工事費1,606万5,000円の増額。

諸支出金において、国民健康保険特別会計繰出金31万1,000円の減額。

以上の補正に加え、人事異動等に伴う人件費135万3,000円の増額が主な補正であります。

債務負担行為補正では、議会運営事業 3,328万8,000円が追加されております。

継続費補正では、町有林保全事業の総額が1億5,914万9,000円に変更されております。

地方債補正では、地域活性化事業費の起債の限度額が410万円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第59号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第59号

平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ31万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,594万3,000円とするものでありま

す。

補正予算の内容は、人事異動等に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、意見書案第3号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正君) 平成25年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。上程いたしました6議案全てを可決いただきましたことに感謝いたします。

その中で、議案第56号「篠栗町水道事業の設置等に関する条例の一部改正」の主たる目的は、篠栗町流域関連公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用すること等に伴う所要の規定を整備するための議案でありました。

御審議いただきましたとおり、公営企業化する際には、投下した資本の合計額、それに伴う借入れの合計額及び返済期限、現在の資産価値の評価及び減価償却の見込み、今後の経営計画等これまでの単年度で処理を継続しておりました特別会計のときとは違う事業運営の視点が必要となってまいります。今後も的確な判断と適正な会計処理によって十分な御説明ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

この場をおかりしまして、平成26年に入ってから具体的に動き始めたい取り組みを2点申し上げます。

まず、1点目は、町内産スギ・ヒノキを使っての教室木質化事業でございます。

本格的には平成26年度から中期的な事業として、順次、小・中学校の教室の床、壁などの木質化を図ってまいりたいと考えております。現在、篠栗町建設協力会との共同作業で篠栗北中学校の空き教室を使って実験的に作成しております。完成ぐあいを見て事業を本格化してまいりたいと考えております。

2番目は、篠栗町立栗の子保育園の今後の運営に関してでございます。

現在、担当課を初め関係各課で「栗の子保育園運営検討委員会」を立ち上げ、協議を重ねているところでございます。今後は幼保一元化や国の「子育て三法」の実施に向けた動向、民営化の可能性等をさらに検討した上で、全員協議会の場をお願いして、議会に対して御説明する機会を持ちたいと考えております。

さて、既に広報ささぐり12月号でお知らせいたしましたとおり、11月7日に篠栗町ふるさと観光大使委嘱式を行い、篠栗町出身のお笑いコンビ「パンクブーブー」の黒瀬 純さんと「バッドボーイズ」の佐田正樹さんに委嘱いたしました。委嘱をお願いするきっかけは、「篠栗町少しでも村おこしの会」のメンバーが大々的に署名活動を行い、篠栗町と所属する芸能プロダクションに働きかけて実現したものであります。

また、地元民放が行ってございました「住みたいまち総選挙」が12月15日で締め切られました。中間報告では、篠栗町を中心とした糟屋郡が2位と大健闘してございました。この投票への呼びかけも、「森の風ささぐり」のメンバー数人が町内各方面に声かけし、篠栗町役場も巻き込んで盛り上がったものでございます。最終結果は26日の放送時に発表されることになっております。既に上位は確定とのことで、頑張った仲間たちに生放送での出演依頼が来ております。優勝すれば我が町の30秒の無料CMをつくっていただけるのだそうでございます。

こうした取り組みは行政が発案してお願いするというスタイルではなく、思いのある町民の皆さんが立ち上がり、みんなで一生懸命呼びかけをして実現できたものでございます。まさに「まちづくり即ち自治」のあるべき姿にほかならないと感じております。

町村自治への思いの強い大森 彌先生は、雑誌ガバナンス12月号に「小規模市町村は、住民の顔が見える関係を大切にし、ヒト、モノ、カネの地域循環を促進し、成長経済中心から身の丈に合った持続可能型経済中心への暮らしのあり方（食と

農・エネルギー・生活支援など)を自立して形成・維持していくことを通じて、「小さな自治」を守っていく以外にない」と持論を展開していらっしゃいます。私も全く同意見でございます。

これからも職員全員一致団結いたしまして、我が町篠栗のために汗をかき、そして先ほど申し上げたような思いのある町民の皆さんと一緒に「共創のまちづくり」を実現して、引き続き、「篠栗町の新しい個性の創造」に向かって努力してまいりますので、議会の皆様におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

ことしも残すところ10日余りでございます。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますように御祈念申し上げまして、平成25年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。ことし1年どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

草場 謙次

篠栗町議会議員

阿部 寛治
